

# 農地制度が変わっています

問 農業委員会 事務局 ☎62-9234

- 「農地法等の一部を改正する法律」が、平成21年12月15日から施行されています。
- 新たな農地制度は、
  - ① これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに
  - ② 農地を貸しやすく、借りやすくして、農地を最大限に利用することをねらいとしています。



## 改正のポイント

### 農地を借りたいんだけど…

#### 農地の貸借規制が緩和されています！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）
- 農地の借受け者の範囲  
農作業常時従事者・農業生産法人  
＋  
追加 農地の全部を耕作できる個人・農業生産法人  
以外の法人



(写真：イメージ)

### 耕作しないでいると…

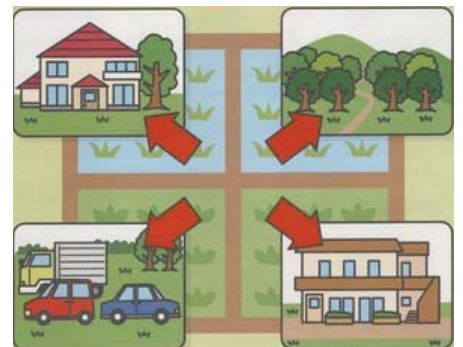
#### 遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となります
  - 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します（10月ごろ）
  - 遊休農地の所有者に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行う場合があります
- ※「遊休農地」とは、1年以上耕作されず、今後も耕作が見込まれない農地です

### 許可なく転用してしまうと…

#### 違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 【違反転用】
- （改正前）・3年以下の懲役または300万円以下の罰金。  
法人は500万円以下の罰金
- （改正後）・3年以下の懲役または300万円以下の罰金。  
法人は1億円以下の罰金



農地転用は許可が必要です

### 農地を相続する場合は…

#### 農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると10万円以下の過料に処せられることとなります。

